

提出ガイド 「会社設立後の届出（法人成り）」

税務署

スマビで作成した書類

- ・ 個人事業の開廃業等届出書（税務署）
- ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出書
- ・ 給与支払事務所等の廃止届出書
- ・ 事業廃止届出書
- ・ 法人設立届出書（税務署）
- ・ 青色申告の承認申請書
- ・ 給与支払事務所等の開設届出書
- ・ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

個人事業の廃業に関する届出

[提出先] 個人事業の住所地（納税地）を所轄する税務署（確定申告を行っている税務署）

国税庁「国税局・税務署を調べる」<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

[提出方法] 持参又は郵送（各2部（提出用・控用））

郵送の場合は、会社の住所・会社名・氏名を宛名書し、切手を貼った返信用封筒を同封します。

■ 個人事業の開廃業等届出書（税務署）

[提出時期] 事業の廃業の事実があった日から1月以内

■ 所得税の青色申告の取りやめ届出書

[提出時期] 青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで

■ 給与支払事務所等の廃止届出書

[提出時期] 廃止の事実があった日から1か月以内

■ 事業廃止届出書

[提出時期] 事由が生じた場合、速やかに

消費税の課税事業者が事業を廃止した場合の手続です。

会社設立に関する届出

[提出先] 設立した会社の本店所在地（設立登記した住所）を所轄する税務署

国税庁「国税局・税務署を調べる」<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

[提出方法] 持参又は郵送（各2部（提出用・控用））

郵送の場合は、会社の住所・会社名・氏名を宛名書し、切手を貼った返信用封筒を同封します。

■ 法人設立届出書（税務署）

[提出時期] 法人設立の日（設立登記の日）以後 2 月以内

[添付書類] 定款の写し、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、株主名簿、設立時における貸借対照表

■ 青色申告の承認申請書

[提出時期] 設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日まで

■ 給与支払事務所等の開設届出書

[提出時期] 開設の事実があった日から 1 か月以内

■ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

[提出時期] 提出した日の翌月に支払う給与等から適用されます。

都道府県 市町村

スマビで作成した書類

- ・ 個人事業の開廃業等届出書（都道府県）
- ・ 個人事業の開廃業等届出書（市町村）
- ・ 法人設立届（都道府県）
- ・ 法人設立届（市町村）

個人事業、設立した会社の本店所在地を所轄する各（都道府）県税事務所、市町村に提出します。（本店所在地が東京都 23 区の場合は、市町村への提出はありません。）

（都道府）県税事務所と市町村への提出方法は、税務署へ提出する「個人事業の開廃業等届出書」「法人設立届」と同様ですが、各都道府県や市町村によって、異なる場合がありますのでご確認ください。

年金事務所

スマビで作成した書類

- ・ 健康保険・厚生年金保険 新規適用届
- ・ 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- ・ 健康保険 被扶養者（異動）届・・・扶養する家族がいる場合
- ・ 国民年金 第 3 号被保険者資格取得届・・・扶養する配偶者がいる場合

[提出先] 会社の所在地※を管轄する年金事務所に提出ます。

※会社の所在地とは、実際に事業を行っている事業所の場所（従業員が働いている場所）のことをいいます。

日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

[提出方法] 持参又は郵送（各 2 部（提出用・控用））※「健康保険 被扶養者（異動）届」は控用が作成されています。

郵送の場合は、会社の住所・会社名・氏名を宛名書し、切手を貼った返信用封筒を同封します。

・年金受給者である被扶養者は、年金振込通知書など

※ 所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている方は、事業主の証明があれば添付書類は不要です。

2. 続柄確認のための書類

・被保険者と別姓の被扶養者は、被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）など

※下記 3.に該当する被扶養者で、添付された被保険者世帯全員の住民票（コピー不可）により続柄が確認できる場合を除きます。

3. 同居確認のための書類

・認定されるために同居が要件である被扶養者は、被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可）など

4. 内縁関係を確認するための書類

・内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本

・被保険者の世帯全員の住民票（コピー不可）など